

# 令和7年度佐賀県介護テクノロジー定着支援事業費補助金に関するQ&A

| No. | 問  | 答   |
|-----|--|---|
| 1   | 昨年度までは、同一目的の計画で介護ロボットを導入する場合、補助金の交付は1回しか受けることができなかったが、今年度もその制限はあるか？  | 今年度は、過去に同一目的の計画で佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金の交付を受けている場合でも、交付を受けることができます。ただし、予算の範囲内でより多くの事業者に交付する等のために制限を設ける場合がありますので御了承ください。   |
| 2   | 昨年度までは、ICT機器については、1つの事業所につき1回しか補助を受けられませんが、今年度もその制限はあるか？   | 今年度は、過去にICT機器について佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金の交付を受けている事業所であっても、再度補助金の交付を受けることができます。ただし、予算の範囲内でより多くの事業者に交付する等のために制限を設ける場合がありますので御了承ください。  |
| 3   | 介護テクノロジー機器について補助上限台数はあるか。  | 介護ロボットの補助台数について、本募集では上限を設けません。過去に利用定員の2割の台数について佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金の交付を受けている場合も応募が可能です。ただし、予算の範囲内でより多くの事業者に交付する等のために制限を設ける場合がありますので御了承ください。  |
| 4   | 1事業所に複数機種介護テクノロジー機器を導入する、または、介護テクノロジー機器と介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の両方を導入することは可能か。   | 可能です。1ファイルに記入できない場合は、複数のエクセルデータを御提出ください。  |
| 5   | これまでは、WiFi環境整備費やタブレット等の情報端末のみの導入を申請することが可能だったが、今年度も申請可能か。  | 今年度は、WiFi環境整備費やタブレット等の情報端末のみを単独で導入する場合は、補助の対象となりません。これらの経費は、重点分野に該当する介護テクノロジー機器等の導入に付帯して必要となる経費として、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象となります。  |
| 6   | すでに介護ソフトを導入している場合に、ソフトをインストールして使用するパソコンやタブレット端末を導入する場合は補助対象となるか。   | 今年度は、補助対象となりません。パソコンやタブレット端末の導入経費は、重点分野に該当する介護テクノロジー機器等の導入に付帯して必要となる経費として、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象となります。   |
| 7   | 導入した機器が「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当しているかは、どのように判断するのか。   | 「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義を確認いただき、機器の導入目的及び機能等が定義の記載内容と一致しているかを御確認ください。<br><介護テクノロジー利用の重点分野><br>(掲載先: <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001268136.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001268136.pdf</a> )   |
| 8   | テクノエイド協会の「福祉用具情報システム(TAIS)」の「介護テクノロジー」として選定された機器は全て補助対象なのか。  | 補助対象となります。  |
| 9   | 効率的なコミュニケーションを図るための機器も補助対象となるが、インカムの他各種チャットツール(LINE ワークス等)も補助対象となるのか。  | 補助対象となります。  |
| 10  | 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援について、「連動することで効果が高まる」とはどういうことか。  | 「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例」に記載しているとおり、「介護業務支援」に該当するテクノロジー(介護ソフト等)と他のテクノロジーを併せて活用することで、単体で活用するよりも効果的に活用できることを指します。   |
| 11  | バックオフィスソフトを導入する際には、介護ソフトと同様に一貫通貫の環境が実現している必要があるか。  | バックオフィスソフトは「その他」に該当する機器であるため、一貫通貫の環境が実現されていなくても、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる機器であれば補助対象となります。  |
| 12  | 導入支援と一体的に行う業務改善支援について、受ける時期はいつでもよいのか。  | 介護テクノロジーの活用による業務改善等について十分に理解した上で導入することができるよう、業務改善支援は導入前に受けていただくことが望ましいと考えていますが、導入後に受けることでも可能とします。ただし、補助金の実績報告前には受けていただくことが必要です。   |
| 13  | 「保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など)」は、付帯費用に含まれるか。                                      | 機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。   |
| 14  | 介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、5年分全てが補助対象となるのか。   | 補助金額については、使用権(ライセンス)の期間ではなく、ライセンスを購入した際の支払金額で判断します。例えば、ライセンスが複数年の介護ソフトでも、当年度に複数年分をまとめて支払っている場合は全額を補助対象とします。一方、使用権(ライセンス)が複数年の介護ソフトであっても、支払金額が1年分(毎年払い)であれば、1年分の金額が補助対象となります。よって、「補助対象額=実績報告までの支払金額」となります。   |
| 15  | 介護テクノロジーのレンタル費用も補助対象と考えて差し支えないか。   | 実績報告までに支払った費用は、補助対象となります。   |
| 16  | 介護ソフトの基準額について、「利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合」とは具体的にどのようなケースか。   | 介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合は指します。介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス料が変動する場合、アカウント数が増えるほど、料金が増えることが一般的なため、職員数によって基準額を設定しています。   |
| 17  | 補助の条件に別表3に掲げるサービスについては、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始することとあるが、利用を開始していても、連携実績がない場合は補助対象外となるのか。                        | 利用を開始していれば、実績が無くても補助の条件は満たすため、補助対象となります。  |
| 18  | 介護ソフトの基準額について、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円加算されることになっているが、R7年度に新たに5事業所以上とデータ連携を実施する必要があるのか。 | R7年度以前に連携を行っている事業所数も含め、データ連携している事業所が5事業所以上であれば問題ありません。  |
| 19  | 補助要件について、「SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策(一つ星or二つ星)を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件はなにか。また、宣言するために必要な手続や留意事項はあるか。       | 詳細な条件は以下HPを確認ください。当HPの「一つ星を宣言する」、「二つ星を宣言する」に条件が記載されています。<br>【留意事項】<br>(1)事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の2パターンの中からどちらかで申し込んでください。<br><パターン1> 事業所or施設が所属する法人名を登録しておきたい場合<br>代表者名(姓): 事業所or施設が所属する法人名<br>代表者名(名): 事業所or施設の名称<br>屋号: (記入しない)<br><パターン2> 事業所or施設の代表者名を登録しておきたい場合<br>代表者名(姓): 事業所or施設の代表者の姓<br>代表者名(名): 事業所or施設の代表者の名<br>屋号: 事業所or施設の名称<br>(2)SECURITY ACTION 自己宣言の確証として、SECURITY ACTION 申込時にメールで返送された「自己宣言IDのお知らせ」を保管しておくようにしてください。<br>万一、該当メールを紛失した場合は、SECURITY ACTION 事務局に自己宣言IDを照会する問合せを行い、その回答メールを代替とすること。<br><参考>SECURITY ACTION 事務局への問合せ方法<br>SECURITY ACTION のお問い合わせフォームで「自己宣言をしているか忘れた、自己宣言IDを忘れた」を選択し、必要事項を入力してお問い合わせする。<br>(※) <a href="https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-inq">https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-inq</a> |
| 20  | テクノエイド協会の「福祉用具情報システム(TAIS)」に移動用リフトのつり具の部分も掲載されているが、複数購入することは可能か。   | 原則、同時に導入する介護リフト等の台数と同数が補助対象となります。   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 21 | テクノロジー導入の際の工事費を補助対象となるか。また、メーカーからの機器説明にかかる費用は「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象となるか。 | 工事費については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象となります。機器説明にかかる費用は、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」であれば補助対象となります。   |
| 22 | 介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。  | 以下に対応するための改修に要する費用については対象対象となります。<br>①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修<br>②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修<br>③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修<br>④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修<br>⑤「LIFE 標準仕様」(*)に対応するための改修<br>※令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFELIFE)と介護ソフト間におけるCSV 連携の標準仕様」 |
| 23 | 「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の導入が補助要件となるのか。                                     | 居宅療養管理指導については、ケアマネージャーによる給付管理サービスの対象外であり、サービス利用票を送付することがないため、「ケアプランデータ連携システム」を日常的に利用するケースが想定されません。そのため、居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することを補助要件とします。   |
| 24 | 福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象としてよいのか。                                    | 補助対象になりません。  |
| 25 | 「生産性向上に資する福祉用具(例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等)」とあるが、福祉用具であれば全て補助対象となるのか。          | 特に、「介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる」と考えられる、移乗支援に関する機器が補助対象となります。  |
| 26 |   |  |
| 27 |   |  |